平成２３年（フ）第２６号
沖縄県石垣市字新川2298番地２
債務者　東濵　用助
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第８１号
長野県上田市仁古田407番地11、前住所長野県上田市下室賀1742番地３
債務者　佐野　美香（旧姓山邊）
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第９４号
長野県上田市古安曽2255番地６
債務者　竹内　和弘
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２７０号
兵庫県宝塚市川面３丁目15番３号　アーバンたわらⅡ―203、前住所兵庫県西宮市宝生ケ丘２丁目５番25号
債務者　萩原　弘美
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２８４号
兵庫県伊丹市山田５丁目８番４―303号
債務者　山下　宣幸
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１９９号
徳島市八万町内浜138番地の４
債務者　奥原　公子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５４号
徳島県板野郡板野町矢武字宮ノ西４番地
債務者　河野マサコ
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５６号
富山市笹津100番地　市営住宅
債務者　西山　妙子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５号
山口県岩国市室の木町４丁目22番13号
債務者　大歳　孝二
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１２０２号
愛知県半田市横川町２丁目52番地　コートＶＥＧＡ―Ａ棟202号
債務者　竹内　理沙
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７４８号
愛知県半田市瑞穂町10丁目13番地の14　ニューいずみＡ棟102号
債務者　逢坂　真澄
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３２号
神戸市須磨区寺田町３丁目１番20―703号
債務者　笠井眞智子
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４７号
神戸市須磨区高倉台２丁目15番８号
債務者　宮田　晃至
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２号
宮城県登米市石越町東郷字大根澤74番地２
債務者　後藤　洋子
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第３３号
宮城県登米市中田町宝江黒沼字町56番地
債務者　後藤ふく子
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１６８６号
名古屋市南区赤坪町79番地の１　ブライト赤坪１Ｂ号
債務者　西尾　美樹
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７３０号
名古屋市西区児玉２丁目11番１号　ドミトリー平和403号
債務者　太田　信夫
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部